

燃料電池商用車導入促進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 燃料電池商用車導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この補助金は、旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、大企業等の事業者、市町村等、自動車リース事業者（以下「補助対象事業者」という。）による燃料電池商用車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、燃料電池商用車の普及及び水素利用の拡大に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「旅客・貨物運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及びこれらに準ずる者として知事が認定した者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (2) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (5) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- (6) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。
- (7) 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国、地方公共団体及び自動車リース事業者を除く。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社若しくは個人（同項第 2 号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第 2 号から第 11 号までに掲げる中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 4 条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第 72 条の 4 に規定する農事組合法人
 - エ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会

オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者
カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設を設置する者

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を経営する者

ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の 6 第 1 項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第 2 項に規定する介護医療院又は同法第 2 条に規定する助産所を設置する者

(8) 「大企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、中小企業等の事業者以外の民間企業、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び法律により直接設立された法人をいう。ただし、国、地方公共団体及び自動車リース事業者を除く。

(9) 「市町村等」とは、県内に所在する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する市町村、同法第 284 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合（県を構成員とする組合を除く。）をいう。

(10) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずる者として知事が認定した者をいう。

(11) 「燃料電池商用車」とは、燃料電池自動車トラック、燃料電池自動車バスをいう。

(12) 「燃料電池自動車トラック」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車（以下「燃料電池自動車」という。）であって、貨物自動車をいう。

(13) 「貨物自動車」とは、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の用途が貨物と記載されている自動車（貨物自動車を通常車両とする特種用途自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が特種と記載されているもの。以下同じ。）を含む。）をいう。

(14) 「燃料電池自動車バス」とは、燃料電池自動車であって、バスをいう。

(15) 「バス」とは、当該自動車に係る自動車検査証における当該自動車の乗車定員が 11 人以上の自動車をいう。

（補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額）

第 4 条 この補助金の補助対象事業者は、燃料電池商用車を導入する次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 国又は地方公共団体（市町村等を除く。）の出資比率が単独で 50%を超えない旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者又は大企業等の事業者
- (2) 市町村等
- (3) 自動車リース事業者
- (4) 知事が別に定める者

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 この補助金の補助対象事業は、燃料電池商用車であって、初めて道路運送車両法

第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車（中古の輸入車の初度登録を除く。）（以下「新車」という。）を導入する事業とする。

- 4 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1によるものとする。

（交付申請等）

- 第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。
- 2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。
 - 3 交付の決定前に車両登録等を行う場合は、第1項の申請書において交付決定前に車両登録を行う旨を申出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の申出があった場合は、申請書受理通知書（様式第2）を発行するものとする。

（交付の決定及び取消）

- 第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、燃料電池商用車導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3）により行うものとする。
- 2 知事は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第3号に定める事業者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、燃料電池商用車導入促進費補助金交付申請取下届出書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更の申請）

- 第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

- 第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業事故報告書（様式第7）を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 11 条 補助対象事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、様式第 8 による実施状況報告書を知事が指示する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 規則第 13 条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第 9 のとおりとする。

2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（第 9 条の規定により補助対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から 30 日を経過した日と補助対象事業の完了日の属する年度の最後の開庁日とのいずれか早い日までとする。

ただし、申請書受理通知書の発行を受け補助対象事業を行う場合で、補助対象事業完了時に交付の決定がなされていないときは、交付の決定がなされた日を補助対象事業完了の日とみなす。

（補助金の額の確定通知）

第 13 条 規則第 14 条により確定した補助金の額は、燃料電池商用車導入促進費補助金の額の確定通知書（様式第 10）により補助対象事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 知事は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象事業者に対し、導入した燃料電池商用車の自動車検査証の写しの提出を求めることができる。

3 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、別表 2 に定める期間とする。

4 補助対象事業者は、規則第 20 条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 11）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

（補助事業の経理等）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにするとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産等の処分制限が終了した日の属する会計年度末、又は補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

（知事による調査）

第 16 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるとき

は、申請者に対して調査等を行うことができる。

- 2 申請者は、知事が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する調査等は補助金の振込みの終了後であってもこれを適用できるものとする。

（書類の提出部数等）

第 17 条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

（個人情報に関する事項）

- 第 18 条 知事が事務の執行にあたり補助対象事業者から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）に使用する。
- 2 知事は、他の補助金に対する重複申請の調査のために、取得した個人情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む）及び市町村に提供することがある。

（雑則）

第 19 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 14 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象車種	補助対象経費	補助率	補助金の額
燃料電池自動車トラック 車両総重量 8 トン超	車両本体価格と通常車両価格との差額	1/1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、リース料差額相当額に補助率を乗じて得た額を上乗せした額
燃料電池自動車トラック 車両総重量 8 トン以下	車両本体価格と通常車両価格との差額	1/6 市町村等 1/8	補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、リース料差額相当額に補助率を乗じて得た額を上乗せした額
燃料電池自動車バス	車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3 大企業等の事業者、 市町村等 1/4	補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、リース料差額相当額に補助率を乗じて得た額を上乗せした額

備 考

- 1 補助金の額は、当該補助対象事業に係る車両導入価格から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。
- 2 燃料電池自動車トラック（車両総重量 8 トン超）に係る補助率は、1/1 を適用するものとする。
- 3 燃料電池自動車トラック（車両総重量 8 トン以下）に係る補助率は、補助対象事業者（リースの場合は借受人。次号について同じ）が旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者又は大企業等の事業者の場合は 1/6、市町村等の場合は 1/8 を適用するものとする。
- 4 燃料電池自動車バスに係る補助率は、補助対象事業者が旅客・貨物運送事業者又は中小企業等の事業者の場合は 1/3、大企業等の事業者又は市町村等の場合は 1/4 を適用するものとする。
- 5 知事が別に定める者に適用される補助率は、補助対象車種ごとに定める補助率のいずれかを知事が別に定めるものとする。
- 6 補助金の額は、別に定める上限額を超えないものとする。
- 7 補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。
- 8 補助対象経費及びリース料差額相当額に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。
- 9 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。

別表 2（第 14 条関係）

種別	営業用登録自動車及び 貸自動車業用自動車		自家用登録自動車 (貸自動車業用自動車を除く)	
	区分	処分 制限期間	区分	処分 制限期間
トラック	積載量 2 トン超のもの	4 年	道路運送車両法上の自動車の種別が、軽自動車のもの	4 年
			道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式のもの	4 年
	積載量 2 トン以下のもの	3 年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式以外のもの	5 年
バス	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	5 年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	6 年

備考

- 1 上記に該当しない車両の場合は、個別に判断する。
- 2 「普通自動車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車をいう。

年 月 日

愛知県知事殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池商用車導入促進費補助金交付申請書

年度燃料電池商用車導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 導入する燃料電池商用車（新車） 別紙 のとおり

2 補助金交付申請額

金 円

3 誓約事項

- ☐ 申請者（登録形態がリースの場合は借受人及び使用者を含む）は、交付要綱第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号に定める事業者該当しないことを誓約します。
- ☐ 燃料電池商用車の使用者（登録形態がリースの場合は借受人）は、国又は県の出資が単独で 50% を超過する団体ではないことを誓約します。
- ☐ 交付要綱第 4 条第 3 項に定める事業であることを誓約します。

4 交付決定前の着手に係る申出

- ☐ 事業計画の都合上、交付決定前に事業着手したいので、申出します。

5 連絡先等

連絡先	担当者名	
	電 話	
	電子メールアドレス	
住所 (書類の送付先)	〒	

※申請者と同じ場合は記載不要

※この申請書について詳細の分かる方の情報を記入してください。

6 添付書類

- ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類※
(登記簿謄本等(原本)。個人の場合にあっては住民票の写し(原本)及び確定申告書(写))
- イ 補助対象経費に係る見積書(原本又は写し)
- ウ 登録形態が所有権留保の場合、支払計画を示す書類
- エ 登録形態がリースの場合、貸与料金の算定根拠明細書及び借受人の営む主な事業及びその内容を証する書類※
- オ 登録形態がリースかつ借受人と使用者が異なる燃料電池自動車トラック及び燃料電池自動車バスを導入する場合、借受人と使用者の関係性が分かる書類(業務委託の契約書の写し等)及び使用者の営む主な事業及びその内容を証する書類※

※市町村に関しては、当該書類は添付不要

事業計画書

1 導入予定の燃料電池商用車

使用の本拠の位置			
	燃料	☐ 燃料電池	
	用途	☐ トラック ☐ バス	
自動車の車名及び型式		車名・ グレード	型式
営業用・自家用の別		☐ 営業用（いわゆる「緑ナンバー」） ☐ 自家用（いわゆる「白ナンバー」）	
登録形態		☐ 自己所有 ☐ 所有権留保 ☐ リース	

2 補助対象事業の着手及び完了予定日

車両の登録予定日	年 月 日
----------	-------

3 国等からの補助

国の補助金①	補助額： 円／台（省庁： ）
国以外の補助金（市町村等）②	補助額： 円／台（団体名： ）

4 県補助金の交付申請額

（税抜）

補助対象経費	①	円／台
補助対象経費×補助率	②	円／台
リース料差額相当額	③	円／台
リース料差額相当額×補助率	④	円／台
車両導入価格③	⑤	円／台
車両導入価格－他団体からの補助金の額の合計（③－②－④）	⑥	円／台
補助上限額	⑦	円／台
1台あたりの補助額※	円／台	合計 円
申請台数	台	

※1台あたりの補助額は、②と④の合計、⑥及び⑦の金額を比較して最も少ない金額（千円未満切り捨て）とする。

5 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

借受人の氏名又は名称	
借受人の住所	

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

年度燃料電池商用車導入促進費補助金交付申請書の受理通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の事業に関する 年度燃料電池商用車
導入促進費補助金交付申請書につきましては、受理しました。

記

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度燃料電池商用車導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度燃料電池商用車導入促進費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額 金 円

- 2 補助対象事業の内容及びこれに要する経費の配分は、 年 月 日付けで申請のあった 年度燃料電池商用車導入促進費補助金交付申請書記載のとおりとする。

- 3 補助対象事業者は、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）及び燃料電池商用車導入促進費補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第 4（第 7 条関係）

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池商用車導入促進費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度燃料電池商用車導入促進費補助金については、下記の事項について不服があるので、同補
助金の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。
記

- 1 補助金の額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
- 4 取り下げる理由

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの
- 4 その他必要な書類

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業中止
（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業
を中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3 その他必要な書類

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業事故
報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生
したので、報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助対象事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

年 月 日

愛知県知事殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池商用車導入促進費補助金実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のあった 年度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

受理 交付決定 通知書	年 月 日付け 第 号
登録状況	☐ 済（ 年 月 日 登録 ） ☐ 未（ 年 月 日 予定 ） ☐ 購入中止
支払状況	☐ 済（ 年 月 日 支払い完了 ） ☐ うち諸経費等別途支払い有（ 年 月 日 ） ☐ 未（ 年 月 日 支払い完了予定 ） ☐ ただし諸経費等別途支払い済（ 年 月 日 ）
申請者による 交付申請額以上の支払い （ 円 ）	（登録形態が所有権留保の場合のみ回答） ☐ 済（ 年 月 日 支払い完了 ） ☐ 未（ 年 月 日 支払い完了予定 ）
下取りの有無	☐ 無 ☐ 有 → 申請時下取額： 円（税抜き） 実際の下取額： 円（税抜き）
他の補助金の 受給状況	☐ 無 ☐ 有（補助金を受ける団体について、全て記入してください。） 国（ ）： 円 市町村（ 市・町 ）： 円 その他（ ）： 円

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業実績
報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のとおり報告
します。

記

1 導入した燃料電池商用車（新車） 別紙 のとおり

2 補助金充当予定額 金 円
（交付決定額）

- 3 添付書類
- ア 自動車検査証記録事項（写）
 - イ 請求書（写）
 - ウ 支払を証する書類（領収証等）（写）
 - エ 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書（写）
 - オ 登録形態がリースの場合、自動車賃貸契約書（写）

事業結果報告書

1 導入した燃料電池商用車

	燃料	☐ 燃料電池		
	用途	☐ トラック ☐ バス		
自動車の車名及び型式	車名・ グレード		型式	
営業用・自家用の別	☐ 営業用（いわゆる「緑ナンバー」） ☐ 自家用（いわゆる「白ナンバー」）			
登録形態	☐ 自己所有 ☐ 所有権留保 ☐ リース			

2 補助対象事業完了日

車両の登録日	年 月 日
--------	-------

3 国等からの補助

国の補助金①	補助額： 円／台（省庁： ）
国以外の補助金（市町村等）②	補助額： 円／台（団体名： ）

4 県補助金の充当予定額（交付決定額）

（税抜）

補助対象経費	①	円／台
補助対象経費×補助率	②	円／台
リース料差額相当額	③	円／台
リース料差額相当額×補助率	④	円／台
車両導入価格③	⑤	円／台
車両導入価格－他団体からの補助金の額の合計（③－①－②）	⑥	円／台
補助上限額	⑦	円／台
補助金充当予定額（交付決定額）※	円／台	合計 円
台数	台	

※1台あたりの補助額は、②と④の合計、⑥及び⑦を比較して最も少ない金額（千円未満切り捨て）とする。

5 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

借受人の氏名又は名称	
借受人の住所	

第 号
年 月 日

補助対象事業者 様

愛知県知事 氏 名

年度燃料電池商用車導入促進費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度燃料電池商用車導入促進費補助金に係る補助対象事業の補助金の額を、下記のとおり確定したので通知します。
記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

財産処分承認申請書

年度 導入促進費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、
下記のとおり処分したいので、申請します。

記

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な事項